県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(特別支援学校)

ガイドライン作成の趣旨

- ○県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- ○各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

ガイドラインの主な内容

1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 P. 1

- ○社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、 次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- ○学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

【教育活動の段階的再開の概要】

	期間	概要	5月31日で緊急事態 宣言解除の場合
準備期間	1週間程度	週1回登校	6/1(月)~6/5(金)
分散登校 I	2週間程度	週1回登校(高3は週2回登校)	6/8(月)~6/19(金)
分散登校Ⅱ	2週間程度	週2回登校(高3は週3回登校) 給食あり	6/22(月)~7/3(金)
時差短縮 I	1カ月程度	全児童・生徒等登校 給食あり	7/6(月)~7/31(金)
時差短縮Ⅱ	1週間程度	全児童・生徒等登校 午前授業(夏季休業後の短縮授業)	8/24(月)~8/28(金)
通常登校	_	全児童・生徒等登校 給食あり	8/31(月)~

- ○基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- ○ICT の活用により課題の提示や動画の配信を行うなど、分散登校期間中の家庭学習の充実を図ること。
- ○児童・生徒等が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・ 支援するとともに、児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- ○<u>スクールバス内において児童・生徒等間の十分な距離を保つために、ジャンボタクシーを活用する</u>とともに、必要に応じて保護者へ送迎を依頼すること。
- ○高等部知的障害教育部門の分教室については、本校の再開パターンに準ずるが、分教室を設置している高等学校と相互理解のもと、情報共有して進めること。
- ○通常登校に移行した後も「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配 慮が必要であること。
- ○<u>児童・生徒等の在籍者数、障害の状況、通学方法、施設設備、関係する医療機関や福祉施設の状況</u> 等を踏まえ、児童・生徒等の感染防止に万全を期すこと。
- ○通学区域内の感染拡大に関する状況を十分に把握し、区域内の市町村教育委員会や学校間の連携、 必要な相談や情報共有等を行うこと。
- ○学校医や学校薬剤師と連携し、保健管理体制の整備を行うこと。また、感染防止の対応や、感染者 が発生した場合の対応など、相談・連携体制を再確認すること。

2 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について P. 2

- ○感染防止の観点から学校医・学校薬剤師などと連携し、重点的に施設環境の確認・整備を行うこと。
- ○医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等は、地域の感染状況を 踏まえ、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。また、学校においては 学校の受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること。
- ○基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒等を実施すること。

3 教育活動の段階的再開と学習指導について P. 17

- ○「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- ○5月25日から、校内の消毒、教室整備等を行う。また、全教職員で一日の流れや受け入れ態勢等、 共通理解を図る。
- ○<u>準備期間</u>では、登校時における児童・生徒等の健康状態の把握や、その後の教育活動について保護者と相談を行う。

- ○<u>分散登校</u>では、学部・部門、学年別の登校にして、児童・生徒等の距離を確保し、対面とならないような形で教育活動を行うこと。また給食開始に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- ○また、子どもの居場所について、分散登校期間中の登校する日以外については柔軟に対応すること。
- ○<u>時差短縮</u>では、全ての児童・生徒等が一定時間、学校内で活動するため、身体的距離の確保や、自力通学の児童・生徒等の時差通学、スクールバス車内の3密防止について、より徹底すること。

4 学習評価について P.29

○臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

5 学校給食の実施について P.37

- ○「学校給食衛生管理基準」に基づき、調理作業や配食等を行うよう、改めて徹底すること。
- ○<u>食物アレルギー対応や食形態など、一人ひとりの児童・生徒等に必要な配慮について、確実に対応</u>すること。
- ○<u>十分な間隔を確保した喫食をすること。</u>机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、 飛沫を飛ばさないよう会話を控えること。
- ○当面の配食は教職員が必要最小限の人数で行うこと。

6 校内の清掃について P.38

○「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、児童・生徒等による清掃活動を行わない。

7 学校行事等について P.39

○不特定多数の方が参加する行事や交流等については、当面行わない。

8 進路指導・就学支援について P.39

- ○現場実習の実施に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨を踏まえ、実習受入れ先や本 人、保護者、学校が丁寧な調整をし、実施する。
- ○進路面談については、3密を避ける取組を徹底した上で慎重に行う。

9 部活動について P.40

○「準備期間」「分散登校」期間は実施しないこと。「時差短縮」期間から可能とするが、活動内容は、 個人を主体とした基礎練習とする。

10 不安を抱える児童・生徒等、保護者への対応について P.41

○児童・生徒等の様子を観察し、不安やストレス等を感じている児童・生徒等、保護者には、面談等 個別の対応を行う。その際、教育相談コーディネーターや自立活動教諭(専門職)や養護教諭等と 連携して対応する。

11 外国につながりのある児童・生徒等への支援について P.43

- ○多言語での情報提供に配慮すること。
- ○就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて一層の配慮を行うこと。

12 いじめ、偏見、差別等の防止について P.44

○感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう児童・生徒等を指導する。

13 児童・生徒等又は教職員に感染者が出た場合の対応について P.44

○児童・生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の 必要性について十分協議し、学校医等とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

14 地域の感染状況が増加した場合等の対応について P. 44

○地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会で、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

15 その他 P.45

- ○各学校は、地域の障害福祉サービス機関等に対し、教育活動の段階的再開のスケジュールなどの情報提供を行い、連携すること。
- ○学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開すること。